

○平群町介護保険運営協議会規則

(平成 12 年 3 月 22 日規則第 2 号)

改正 平成 18 年 3 月 31 日規則第 13 号 平成 19 年 3 月 30 日規則第 13 号

平成 21 年 3 月 24 日規則第 3 号 平成 22 年 10 月 22 日規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 平群町介護保険運営協議会設置条例(平成 12 年 3 月平群町条例第 15 号)

第 5 条の規定により、平群町介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営について必要な事項を定める。

(役員)

第 2 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、福祉課が所掌する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 13 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 13 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 24 日規則第 3 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 10 月 22 日規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 22 年 10 月 8 日から適用する。